令和８年第１回安堵町議会臨時会会議録

（１日目）

令和８年４月３０日（木）開会

午前１０時

１　応招議員　９名

１番	松田　勝	２番	近藤　晃一
３番	森田　裕康	４番	福井　保夫
５番	淺野　勉	６番	上林　勝美
７番	山岡　敏	８番	増井　敬史
９番	森田　瞳		

２　出席議員　９名

３　欠席議員　なし

４　地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	西本　安博	副町長	富井　文枝
教育長	久保　茂樹		
総務部長	吉田　一弘	住民生活部長	富士　青美
事業部長	勝井　顯	会計管理者	池田　佳永
教育次長	溝本　貴宏		
総合政策課長	増田　篤人	総務防災課長	吉田　貴史
税務課長	藤岡　征章	住民課長	吉田　彰宏
子ども家庭推進室課長	西田　淳二	健康福祉推進室課長	栗本　和美
事業課長	吉川　明宏	産業振興課長	井上　育久

５　職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得	吉岡　さとこ	議会事務局主事	吉村　良昭

６　会議事件は次のとおりである。

日　程

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　報告第１号　専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）

第４　報告第２号　専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

第５　報告第３号　専決処分の承認を求めることについて（安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について）

第６　議案第１号　安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第７　常任委員会委員の選任について

第８　議会運営委員会委員の選任について

追加日程

第１　議長辞職について

第２　議長選挙

第３　副議長辞職について

第４　副議長選挙

第５　議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開　会

午前１０時００分

議長（近藤晃一）　それでは、只今から令和８年第１回安堵町議会臨時会を開会いたします。

出席議員は９名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

はじめに、西本町長から開会にあたり御挨拶がございます。

町長（西本安博）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。西本町長。

（西本町長　登壇）

町長（西本安博）　皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

町長（西本安博）　庁舎玄関前のテイカカズラが見頃を迎えており、さわやかな新緑の季節となってまいりました。

そのような折ではございますが、令和８年第１回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私とも大変お忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

それでは、今回提出する案件でございますが、報告が３件、議案１件でございます。

御審議いただく前に、各案件について順を追って、その概略を説明させていただきます。

まず、報告第１号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）」は、地方税法等の一部改正法、政令等が令和８年３月３１日に公布され、４月１日から施行されることに伴い、本町の税条例について所要の改正

を行うことを専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

次に、報告第２号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」でございますが、地方税法施行令を一部改正する政令等が令和８年３月３１日に公布され、４月１日から施行されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例について所要の改正を行うことを専決処分いたしましたので、御報告するものでございます。

次に、報告第３号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について）」は、地方税法施行令を一部改正する政令等が８年３月３１日に公布され、４月１日から施行されたことに伴い、本町の介護保険条例について所要の改正を行うことを専決処分いたしましたので、御報告するものでございます。

次に、議案第１号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございます。現在、当該委員が定数４名のうち１名が欠員となっておりますので、新たに委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単に説明をいたしましたが、詳細はその都度、担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（近藤晃一）　それでは、お手元の議事日程に従い進めてまいります。

まず、日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第１２０条の規定によりまして、４番　福井保夫議員、５番　淺野勉議員を指名します。よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一）　続いて、日程第２「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日のみ１日間にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日のみ１日間とすることに決定いたしました。

議長（近藤晃一）　日程第３　報告第１号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長（藤岡征章）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。藤岡税務課長。

（藤岡税務課長　登壇）

税務課長（藤岡征章）　おはようございます。税務課　藤岡です。よろしくお願いいたします。私の方からは、報告第１号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）」を説明させていただきます。

本条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律、政令及び省令が令和８年３月３１日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。施行期日につきましては令和８年４月１日であること及び町税に係る令和８年度以降の賦課及び手続き等に関する改正であるため、専決処分させていただきます。

主な改正内容でございますが、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正でございます。軽自動車税の取得時における負担を軽減・簡素化するため令和７年度末をもって自動車税・軽自動車税の環境性能割が廃止されます。環境性能割の廃止に伴い、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税にするなど、所要の改正を行うものでございます。

２点目に、新築住宅に係る特例措置の拡充・延長でございます。現行制度では、令和４年４月１日から令和８年３月３１日までの間に新築された住宅に対しまして、最初の３年分、税額の２分の１を減額する新築住宅特例が講じられています。今回の改正において、新築の期限が令和８年３月３１日から令和１３年３月３１日までに延長され、対象となる住宅の床面積の要件の下限を現行の５０平方メートルから４０平方メートルに引き下げられます。

その他、法律改正に合わせる改正、条例の項ズレ等の改正及び文言の修正でございます。

それでは、新旧対照表により説明させていただきますので、議案書の９ページ、新旧対照表をお願いいたします。

軽自動車税環境性能割の廃止に伴いまして、現行の軽自動車種別割を軽自動車税とするなど、所要の改正が必要となります。第１８条の３「納税証明事項」では、条文中の「種別割」を「軽自動車税」に改めます。

１９条「納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金」では、環境性能割額の納付、様式を定める部分を削除いたします。

次に１１ページ、第８０条でございます。「軽自動車税の納税義務者等」では、環境性能割を定める文言の削除と、「種別割」を「軽自動車税」に改めます。

８１条では、「軽自動車税のみなす課税」では、第１項、第２項は改正後のように改めまして、第３項、第４項は削除いたします。

次に１２ページでございます。第８１条の３「環境性能割の課税標準」、第８１条の４、１３ページの８１条の５、８１条の６、８１条の７の「環境性能割に係る不申告等に関する過料」の所と、あと１４ページ８１条の８「減免」は、環境性能割に関する規定のため、この部分に関しましては削除いたします。

次に８２条「軽自動車税の税率」、８３条、８５条、８７条の部分は、見出しを含む条文中、「種別割」を「軽自動車税」に改め、届出様式を改めます。

次に１６ページをお願いいたします。１６ページ第８８条「軽自動車税に係る不申告等に関する過料」、８９条の「減免」、９０条「身体障害者等に対する減免」の改正は、見出しを含む条文中、「種別割」を「軽自動車税」に改めます。

次に１８ページをお願いします。９１条「原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等」の改正は、見出しを含む条文中、「種別割」を「軽自動車税」に改め、項ズレを改めます。

次に１９ページでございます。改正前の附則第７条の３は削除いたします。

次に２０ページ、改正前の「第７条の３の２」を改正後の附則「第７条の３」とし、「個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除」の改正は、適用期限の延長部分に係る法附則第５条の４の削除に伴う所要の整備及び適用期限の延長に伴う改正に合わせた改正でございます。

次に附則第８条でございます。「肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例」の改正は、法附則第５条の４の削除に伴う所要の整備及び適用期限の延長に伴う改正でございます。

次のページ、２１ページをお願いいたします。２１ページ、附則第１０条の２でございます。「法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合」の改正についてです

が、特定建築物に係る課税標準の特例措置を定める規定を新設する法改正に伴う項ズレに伴う改正でございます。

次に２３ページ、附則第１０条の３でございます。「新築住宅等に対する固定資産税の減額適用の申告」について。

９番（森田　瞳）　課長、あなたな、２３ページ２４ページ言うてくれるねんけども、私その下のページをずっと見とったから、そんなもんあらへんねや。今、左パッと見たら、肩の所、見てたらページ書いてあった。こっち見なあかんって言うてくれんことには、何を言うてるのか、さっぱりわからへん。

税務課長（藤岡征章）　すみません、私が説明いたしますページ数につきましては、左の端に書いてあるページを参照してください。すみません。

次、２６ページをお願いいたします。２６ページの附則第１５条の２「環境性能割の賦課徴収の特例」、２８ページの附則第１５条の３、附則第１５条の４、附則第１５条の５、附則第１５条の６は、環境性能割に係る規定のため、この部分につきましては削除いたします。

次に２９ページをお願いいたします。２９ページ、附則第１６条でございます。「軽自動車税の税率の特例」は、電気軽自動車、天然ガス軽自動車の軽自動車税の減額が適用される新車としての登録期間を「令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで」に変更し、第４項を削除いたします。

次に３１ページをお願いいたします。附則第１６条の２「軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例」は、見出しを含む条文中「の種別割」を削除いたします。

３２ページ、お願いいたします。１６条の３「上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例」、１６条の４、３３ページの附則第１７条は、改正前の附則第７条の３の２を附則第７条の３に改正したことに伴い、条文中の「第７条の３の２第１項」を削除いたします。

次に３４ページをお願いします。３４ページ、附則第１７条の２でございます。「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例」は、課税の特例適用期限が「令和８年度」から「令和１１年度」まで延長されたことに伴う改正でございます。

次の３５ページをお願いします。附則第１８条「短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例」、次の３６ページの附則第１９条、附則第２０条、３８ページの附則第２０条の２、３９ページの附則第２０条の３についてですが、改正前の「附則第７

条の３の２」を「附則第７条の３」に改正したことに伴い、条文中の「第７条の３の２第１項」を削除します。

その他、法律改正に合わせる改正、条例の項ズレ等の改正及び文言の修正でございます。

なお、本条例の施行期日は、令和８年４月１日でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第１号　専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、安堵町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和８年４月３０日報告、安堵町長　西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、安堵町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和８年３月３１日専決、安堵町長　西本安博。

次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御承認のほど、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一）　只今の説明に対して、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　質疑なしと認めます。

討論を省略して、これより報告第１号を採決いたします。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　異議なしと認めます。

報告第１号は原案のとおり承認されました。

議長（近藤晃一）　日程第４　報告第２号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を議題といたします。

本案について、提案理由を求めます。

住民課長（吉田彰宏）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田住民課長。

（吉田住民課長　登壇）

住民課長（吉田彰宏）　改めまして、おはようございます。住民課の吉田です。よろしくお願いします。報告第２号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を御説明させていただきます。

本改正につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び省令が令和８年３月３１日に公布され、令和８年４月１日から施行されたことから、安堵町国民健康保険税条例について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しとして、低所得者に対して均等割額及び平等割額を軽減する所得判定基準が拡充されるものでございます。また、本改正につきましては本年度、令和８年度の賦課に係るものですので、令和８年３月３１日の専決処分とし、令和８年４月１日施行とさせていただきました。

詳細につきましては、新旧対照表により御説明させていただきます。議案書３ページからの新旧対照表の１ページをお願いします。

第２２条第１項第２号につきましては、５割軽減世帯の拡充措置で、軽減判定基準額の算定の一人あたりの額を下線部「３０万５，０００円」から「３１万円」に拡充いたします。

新旧対照表の３ページをお願いいたします。同条第１項第３号につきましては、２割軽減対象世帯の拡充措置で、軽減判定基準額算定の一人あたりの額を、上段ですけ

ども「５６万円」から「５７万円」に拡充いたします。

続きまして、新旧対照表の４ページ下段です。同条第３項第１号につきましては、税法改正に伴いまして、条ズレにより所要の改正を行うものでございます。

以上です。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

報告第２号　専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和８年４月３０日報告、安堵町長　西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和８年３月３１日専決、安堵町長　西本安博。

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御承認のほど、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一）　それでは、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　質疑なしと認めます。

討論を省略して、これより報告第２号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　異議なしと認めます。

報告第２号は原案のとおり承認されました。

議長（近藤晃一）　続いて、日程第５　報告第３号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉推進室課長（栗本和美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。栗本健康福祉推進室課長。

（栗本健康福祉推進室課長　登壇）

健康福祉推進室課長（栗本和美）　おはようございます。健康福祉推進室の栗本でございます。よろしくお願いいたします。報告第３号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について）」御説明させていただきます。

本改正につきましては、令和７年度税制改正におきまして、地方税の給与所得控除の最低保証額が５５万から６５万に引き上げられた影響を踏まえまして、介護保険料の算定におきまして課税段階となる方につきまして、特例減免を行うために所要の改正を行うためでございます。

本改正により、令和７年度住民税非課税の方については、給与など収入の増加のために課税対象と見込まれる場合であっても、令和８年度も引き続き住民税非課税者と判定する保険料段階まで減免できるようになります。

この減免は、本人の申請に基づき個別に認定していくことが基本ですが、個人の申請によらずシステム上の対応が可能となります。

また、これらの減免は令和８年度限りの措置となっております。

なお、施行日が令和８年４月１日であるため、令和８年３月３１日に専決処分させていただきました。

次に、新旧対照表めくっていただきまして３ページ、左側のページの３ページをお願いいたします。

第９条について、第５号として「その他町長が必要と認めたとき。」を追加します。

附則に、第９条として「令和７年介護保険法施行令の一部改正の影響による保険料の減免申請の特例」の規定を追加いたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第３号　専決処分の承認を求めることについて（安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、安堵町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和８年４月３０日報告、安堵町長　西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、安堵町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和８年３月３１日専決、安堵町長　西本安博。

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御承認よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一）　それでは、これより質疑を行います。

９番（森田　瞳）　はい。

議長（近藤晃一）　はい。森田瞳議員。

９番（森田　瞳）　森田です。今、介護保険のですね、御説明をいただきました。私、ちょっと先般、議案事前説明会の時に、この３月議会において議案を提出できなかったものかということで質問させていただきました。その時に、何らの回答がなしで、よく調べてまた、私は後日報告をいただけるのかなということで待っておったところ、なかなか報告がいただけなかった。

そこのとこに私は疑問を感じたので、いろいろと課長にお尋ね、気になってお尋ねさせていただいたら、そうですね、報告させていただく。ということで慌てて報告にみえたわけなんですけども、今後できるだけ、いろいろな、こうした変更点。そしてまた、専決処分というのも特別の限りのですね、議案提出ということに私は、なろうかと思います、これは。議会としての運営の仕方の中でね。

だから、課長の方、この度いろいろと勉強していただいたと思います。いろいろと生

駒郡のことも調べて、比べて、課長も気づいていただいたこともあろうかと思います。

今後とも、左様のことがないように、できるだけしっかりと、議案として提出できる限りは、定例の議会でも議案として提出願いたいということで終わります。

課長には、非常にいろいろそんなことで、いろいろと調べていただき、また御迷惑をおかけしたこと感謝申し上げます。ありがとうございました。

議長（近藤晃一）　今、御提案のあった内容につきまして、じゅうぶん御注意いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

他に、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　質疑なしと認めます。

討論を省略しまして、これから第３号を採決いたします。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　異議なしと認めます。

報告第３号は原案のとおり承認されました。

議長（近藤晃一）　続いて、日程第６　議案第１号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務防災課長（吉田貴史）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田総務防災課長。

（吉田総務防災課長　登壇）

総務防災課長（吉田貴史）　改めまして、おはようございます。総務防災課の吉田でございます。私からは、議案第１号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」御説明させていただきます。

本町教育委員会４名のうち、吉田栄治郎委員が令和８年２月末をもって退任されました。その後任といたしまして、川口篤子氏に選任のお願いをしたく提出するものでございます。

川口氏は教育関係の識見を有し、人格高潔な人物でおられます。つきまして、同氏を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

それでは議案第１号を朗読いたします。

議案第１号　安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年４月３０日提出、安堵町長　西本安博。

氏名、川口篤子。川口氏の略歴等は議案書の別紙のとおりでございます。

なお、任期は本年５月１日から令和９年９月３０日までの前任者の残任期間でございます。

御審議、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一）　それでは、本案について質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

９番（森田　瞳）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。森田瞳議員。

９番（森田　瞳）　森田です。今、教育委員の、いわゆる議案提出をいただいておりますけども、ちょっとこれに触れてですね、例の笠目の吉田栄治郎氏。長年、ここには何年ということも吉田栄治郎氏のことについては、報告あったのかいな。何年間務めていただいたということで。それはなかったな。

言いたいのは、長年の、このような教育委員の立場から、いろいろと安堵町の歴史を掘り下げて説明いただいたりとか、いろいろな教室・講習会に勉強、私もさせていた

だいた記憶がございます。その中で、今回、吉田栄治郎氏が退任されるということでございますけども、できますならば、、今までの労苦をねぎらっていただいてですね、これは町長にお伺いしたいのですけども、来る５月の町制の４０周年においてですね、そうしたお考えはないのかどうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

町長（西本安博）　はい。

議長（近藤晃一）　はい。西本町長。

町長（西本安博）　自席から失礼いたします。今度の表彰には、吉田さんは入っておられます。顕彰したいと思います。あとですね、吉田さんは今までから安堵町史に、あるいは安堵の歴史について、いろいろ検証し、また執筆もしていただきました。

特に広報で、ずーっとシリーズで書いていただきました。これ、やはり一つのレジュメと言うか、冊子ですか。これにまとめ上げたいなと私は考えているところでございます。

今日明日ということではないんですけれど、いずれやはり吉田さんをたたえるためには、その記録というのは一つの、どう言うのですか、まとめた物にしていきたい。これは従来から考えておりましたので、その辺も検討を加えていきたい。このように思っております。

以上でございます。

９番（森田　瞳）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。森田瞳議員。

９番（森田　瞳）　ありがとうございます。安心いたしました。今度４０周年の中において、安堵町に功績のあった方々、また御苦労を願った方々。いろいろと表彰なり助力に対しての感謝を申し上げる機会があるということ。これ安堵町にとっては、ほんまに大事なこと。私は大事なことではなかろうかと思います。

他町の方においては毎年、そうした文化祭なり、その折にですね、そうした対象になる方の表彰もされておるということも聞いております。

安堵町で、特に副町長、この表彰規定も昨今、作成していただいて、このような状況で今回表彰に至ったと、私はそう理解しておりますので、今後ともよろしく、継続的

にお願いしたいと思います。

以上です。

議長（近藤晃一）　はい。他に、質疑ございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　質疑なしと認めます。

討論を省略しまして、議案第１号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者　起立）

議長（近藤晃一）　起立、全員です。お座りください。

議案第１号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

只今、１０時３６分です。１０時５０分まで暫時休憩いたします。

休　憩（午前１０時３６分）

再　開（午前１０時５０分）

議長（近藤晃一）　休憩前に引き続き、会議を開催いたします。先ほど、私は議長の辞職願を副議長に提出いたしました。

議長辞職に伴う審議を進めていただきますので、ここで山岡副議長と交代いたします。

よろしくお願いいたします。

（副議長と交代）

副議長（山岡　敏）　それでは、会議を進めてまいりたいと思います。

只今、近藤晃一議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（山岡　敏）　異議なしと認めます。

よって「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

副議長（山岡　敏）　追加日程第１「議長辞職について」を議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、近藤晃一議長の退場を求めます。

（近藤議長　退場）

副議長（山岡　敏）　それでは、事務局局長心得より辞職願を朗読させます。

議会事務局長心得（吉岡さとこ）　それでは朗読いたします。

令和８年４月３０日

安堵町議会　副議長　様

安堵町議会　議長　近藤晃一

辞職願

この度、議員申し合わせにより議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

以上でございます。

副議長（山岡　敏）　お諮りいたします。

近藤晃一議員の議長辞職を許可することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（山岡　敏）　異議なしと認めます。

よって、近藤晃一議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。

近藤晃一議員に入場を求めます。

（職員が、近藤議員を議場へ案内する）

（近藤議員　着席）

副議長（山岡　敏）　近藤晃一議員にお知らせします。

只今の議題、「議長辞職について」は、許可されました。

議長辞職の挨拶をお受けいたしたいと思います。

（近藤議員　登壇）

２番（近藤晃一）　ちょうど１年、議長を拝命いたしまして、西和７町の議長会、あるいは生駒郡の議長会と、いろんな経験をさせていただきました。また、本当に皆様方の御協力のおかげで、議長の就任中に定数の削減、それから議員報酬の引き上げ、そして選挙の公費負担。なり手不足対策として皆さんのご協力の下、一つの仕事が成し得たかなというふうに考えております。

本当に皆様の御協力の下、無事１年間議長を務めることができました。本当にありがとうございました。

副議長（山岡　敏）　はい。ありがとうございました。

只今、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

「議長選挙」を日程に追加し、追加日程第２として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（山岡　敏）　異議なしと認めます。

よって「議長選挙」を日程に追加し、追加日程第２として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

副議長（山岡　敏）　追加日程第２「議長選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選といたしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（山岡　敏）　異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（山岡　敏）　異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定いたしました。

議長に森田瞳議員を指名します。

お諮りいたします。

只今、副議長が指名しました森田瞳議員を議長の当選人として定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（山岡　敏）　異議なしと認めます。

よって、只今指名いたしました森田瞳議員が、議長に当選されました。おめでとうございます。森田瞳議員が議場におられますので、安堵町議会会議規則第３０条第２項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

森田瞳議員より、議長当選の承諾及び就任の御挨拶をお受けいたします。

議長（森田　瞳）　はい。

副議長（山岡　敏）　はい。森田議員。

（森田議長　登壇）

議長（森田　瞳）　只今、副議長より令和８年度一年、しっかりと議長をやっていけという御推薦を願い、そしてまた議員総意の同意を得まして、私、新たにまた議長に就任をさせていただくことになりました。よろしくお願い申し上げます。

先般の議会本会議の中で、４期１６年間、安堵町に携わっていただきました西本町長も辞意の表明をいたされました。いろいろと、この１６年間、一生懸命、町のことを思い、そしてまた安堵町の存在をですね、外に向けてもＰＲをしていただいた功績は、私の目に焼き付いております。そうしたことで、突然なことでございましたし、また今後、新しい町長というものも、やはり議会の総意というのも大事なことでございますし、また、去っていかれる西本町長におかれましても、しっかりとやはり積み残した事業も多々ございますし、この辺を町長自ら後継の指名をしていただくという機会にあろうかと思いますので、またいろいろと町長の御配慮によりまして、御指名を賜りますことをよろしくお願い申し上げたいと思います。

また、この安堵町に押し寄せる、いろいろの、この環境問題。非常にややこしいと言うのですか、不順なことが多くございます。ここ最近、大滝ダムの貯水率が今、勝井部長に問い合わせたところ、まだ１７％と。全体の１７％しか達しておらないということ。これは、やはり気候・環境の変化によって、これは毎年、夏場の暑さというものも影響しながら、もうこれからは、今年は暑いなということでは済まされない。まだまだ、まだまだ暑さというものは、これは遠のいていかない。やっぱりこれは、暑さが進んでいくだろうと、私はそういう地球環境の環境の変化ということも承知をしております。

その中で、やはりこの安堵町における、行政の中でもですね、そうした環境問題も非常に重大なことになってこようかと思います。

また、私、先ほど同じ歳でございます町長にも、ちょっと雑談で話させていただいておったら、やはり各大字、私たちの地域の近所の人たちが、やはり高齢化による認知の度が、やはり多くなってきておる。これはやはり外へ出て行く機会が少なくなった、特に高齢者が人と接する機会が少なくなった。というような思いが本当に一番大事な事柄で、この変化というものが来ておるんではないか。これは、ますますそうした傾向が増えてですね、特に一人住まいの高齢者の方々は、やはり日に日に、やっぱり認知度が上がっていく。これはもう放っておけない今の現状だろうと、私はそう認識しております。自分自身も、そのうちの一人でございます。高齢であり、また一人の独居老人でございます。

そんなことも含めて、私は社協の方にもいろいろ、よろしゅう頼むでということは言うておるものの、一人ひとりがこれから、自ら地域の方々と一緒にですね、手を組んで、やはり明るい人生を送っていくしかないというような感じでおります。

それで、ちょっと議会の方に目を向けますと、安堵町の来年はですね、統一選挙の中で議会議員の改選も予定されております。しかしながら、昨年、議員の削減を１名させていただきましたけども、まだまだ町民の議会に対する、また行政に対する認識が薄い。

ともすれば、やはり議会の中でですね、定員以外の方で、無投票になってくる。無投票は無投票として成果はあるわけでございますけども、関心のなさというものは、これはやっぱり放っておけないということも、私は、ひしひしと感じております。

これは、議会としても考えておる中で模擬議会。これをですね、議会の魅力、そしてまた議会から発信する声というものは、模擬議会、今年のですね、年内に我々議会によって、しっかりと開催させていただいて、住民に議会議員、また議会制度の認識をしていただくということも考えておる次第でございます。

ともあれ、いろいろと皆さん方には、またこれから議会一同一緒になって、切磋琢磨しながら、勉強しながらですね、やはり明日の安堵町の議会発展に尽力をしてまいりたいと、かように思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

（拍手）

副議長（山岡　敏）　続きまして、議長章を授与いたします。

森田議長、書記席の前へどうぞ。

（議長章の授与）

議長（森田　瞳）　ありがとうございます。

副議長（山岡　敏）　それでは、只今、議長が決まりましたので、私と交代させていただきます。

議長（森田　瞳）　それでは、副議長と交代し、議事を進めてまいります。

先ほど、山岡副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

「副議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第３として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　異議なしと認めます。

よって「副議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第３として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議長（森田　瞳）　追加日程第３「副議長辞職について」を議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、山岡議員の退場を求めます。

（山岡副議長　退場）

議長（森田　瞳）　それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長心得（吉岡さとこ）　それでは、朗読いたします。

令和８年４月３０日

安堵町議会　議長　様

安堵町議会　副議長　山岡　敏

辞職願

この度、議員申し合わせにより副議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

以上でございます。

議長（森田　瞳）　お諮りします。

山岡議員の副議長辞職を許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　異議なしと認めます。

よって山岡議員の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

山岡議員に入場を求めます。

（職員が、山岡議員を議場へ案内する）

（山岡議員、着席）

議長（森田　瞳）　山岡議員にお知らせいたします。

只今の議題、「副議長辞職について」は、許可いたされました。

副議長辞職の挨拶をお受けいたします。

７番（山岡　敏）　はい、議長。

（山岡議員　登壇）

７番（山岡　敏）　只今、副議長辞職ということを承認いただきました。ありがとうございます。１年間、近藤議長の下、精一杯やってきたつもりではございますけれども、これもひとえに皆様方の御支援・ご協力の賜物でございます。

これからは、いち議員として新しい森田議長の下、１年間頑張ってまいりたいと思います。今後とも御支援・御協力をよろしくお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

本当に、ありがとうございました。

議長（森田　瞳）　只今、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

「副議長選挙」を日程に追加し、追加日程第４として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　異議なしと認めます。

よって「副議長選挙」を日程に追加し、追加日程第４として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

議長（森田　瞳）　追加日程第４「副議長選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に淺野勉議員を指名いたします。

お諮りいたします。

只今、議長が指名いたしました淺野勉議員を副議長の当選人と定めることに、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　異議なしと認めます。

よって、只今指名されました淺野勉議員が副議長に当選されました。

淺野議員が議場におられますので、安堵町議会会議規則第３０条第２項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

淺野議員より、副議長当選の承諾及び就任の挨拶をお受けいたします。

副議長（淺野　勉）　はい、議長。

議長（森田　瞳）　はい。淺野議員。

（淺野副議長　登壇）

副議長（淺野　勉）　本日の臨時会におきまして、副議長に就任をさせていただきました淺野です。今年は、安堵町議会議員として４期１６年目を迎えました。副議長の職は４回目になりますが、この要職に対する職責の重大さを深く受け止めるとともに、安堵町の議会人の一人として、今後とも関係法規や会議原則に基づき、公正と信義により副議長の職務遂行にあたる決意をいたしました。

今後とも、皆様方のお力添えをよろしくお願い申し上げ、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。

令和８年４月３０日、副議長　淺野勉。

議長（森田　瞳）　日程第７「常任委員会委員の選任について」を議題とします。

総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会の定数は、議員定数と同じ９人です。安堵町議会委員会条例第７条第４項の規定により、議長において全議員を両常任委員会委員に指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　異議なしと認めます。

よって、総務産業建設常任委員及び文教厚生常任委員は、全議員を選任することに決定いたしました。

議長（森田　瞳）　日程第８「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員の選任につきまして、委員会条例第７条第４項の規定により、議長において指名することに、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

議会運営委員会委員に、松田勝議員、森田裕康議員、淺野勉議員、上林勝美議員、山岡敏議員、以上５名を選任することに決定いたしました。

正副委員長を互選するため、暫時休憩いたします。

只今、１１時１５分でございます。１１時２０分に再開いたします。

休　憩（午前１１時１５分）

再　開（午前１１時２０分）

議長（森田　瞳）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

各委員会において、正副委員長が決まりましたので報告いたします。

総務産業建設常任委員会の委員長に森田裕康議員、副委員長に山岡議員。

文教厚生常任委員会の委員長に上林議員、副委員長に増井議員。

議会運営委員会の委員長に松田議員、副委員長に山岡議員。

また、先ほど、遊水地底面利活用特別委員会の正副委員長より辞任の申し出があり、委員会条例第１２条の規定により、委員会において許可されました。

互選により、委員長に松田議員、副委員長に上林議員と決まりましたので併せて報告いたします。

お諮りします。

お手元に配布しております、追加日程第５「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を日程に追加し、議題とすることに、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　異議なしと認めます。

追加日程第５「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長（森田　瞳）　追加日程第５「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、議会運営に関する事項について会議規則第６９条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（森田　瞳）　最後に、まほろば環境衛生組合議会議員について議長報告をいたします。

まほろば環境衛生組合議会議員は、各町の議長及び選出議員をもって充てると規定されております。

当議会を代表する選出議員として、増井議員が務めることに決定したことを報告します。

なお、増井議員とともに、本日をもって議長となりました私、森田も組合議会の議員となる予定です。

議長（森田　瞳）　これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

令和８年第１回安堵町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉　会

午前１１時２３分
